

議案第 26 号

松阪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

松阪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

松阪市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 234 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。